

個人事業税の手引

令和7年1月

兵庫県
県税事務所

個人事業税は、個人の行う物品販売業、製造業などの事業に対し、前年中の所得を課税標準として、その個人の事務所または事業所（事務所または事業所を設けないで行う事業については、住所または居所）所在の都道府県が課税する税金です。

課税される事業

個人事業税が課税される事業は、第1種事業、第2種事業および第3種事業に区分されており、所得税および市町民税・県民税の所得区分でいえば、おおむね営業等所得および不動産所得の一部に対して課税されることとなります。

所得税および市町民税・県民税の所得区分	個人事業税が課税される事業の区分				
	第1種事業	第2種事業	第3種事業		
営業等	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 製造業 請負業 印刷業 出版業 写真業 旅館業 料理店業 飲食店業 遊技場業 不動産売買業 広告業 運送業 運送取扱業 倉庫業 駐車場業 席貸業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 サウナ風呂等の公衆浴場業 演劇興行業 遊覧所業 興信所業 案内業 冠婚葬祭業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 船舶ていけい場業 両替業 商品取引業	畜産業 水産業 薪炭製造業	医業 歯科医業 薬剤師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業 公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業 設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 理容業 美容業 クリーニング業 第1種事業以外の公衆浴場業(銭湯) 印刷製版業	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 装蹄師業	
不動産	不動産貸付業 駐車場業 物品貸付業				
税率	5%	4%	5%	3%	

事業税が課税されない所得

- ・林業、鉱物の掘採事業にかかる所得については課税されません。
- ・また、上記表の課税される事業に該当する場合であっても、次の所得については課税されません。
 - (1) あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を行うもので、両眼の視力を喪失した人および万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の視力障害のある人が行うものはその所得
 - (2) 畜産業、水産業および薪炭製造業で自家労力（事業を行う人またはその同居の親族の労力）によって事業を行った日数の合計がその年中における延べ労働日数の2分の1を超える場合はその所得
 - (3) 医業、歯科医業、薬剤師業、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を行っている人の社会保険診療に係る所得

申告

所得税の確定申告または市町民税・県民税の申告をした場合は、個人事業税の申告があったものとして取り扱われますので、重ねて申告する必要はありません。

ただし、年の途中で事業を廃止した場合には、事業廃止の日から1カ月以内（事業主の死亡による場合で廃止した年分に係る所得税の確定申告を行っていないときは、4カ月以内）に県税事務所に個人事業税の申告をする必要があります。これらに該当するときで申告しなかった場合は、事業税の各種控除（損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除等）が受けられませんのでご注意ください。

『事業税に関する事項』欄

所得税の確定申告書または市町民税・県民税の申告書には、次のような「事業税に関する事項」欄が設けられています。

この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などのある人で、該当する項目がある人は必ず記載してください。

なお、該当するにもかかわらず記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。

〈記載例〉

【所得税の確定申告書第二表】

○住民税・事業税に関する事項

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					<input type="checkbox"/>

所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名		給与	円
---------------------	----	--	----	---

【市町民税・県民税申告書】 ※市町により体裁が異なります

○事業税に関する事項

2	非課税所得など	番号	所得金額	円
3	損益通算の特例適用前の不動産所得			円
5	事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円
6	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
7	<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等			

〈記載上の留意点〉

区分	留意事項(3ページ「税額の計算」参照)
1 専従者のみ	事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、その事業に専ら従事している人に対して給与の支払いが実際にされている場合は、所得税において配偶者控除や扶養控除の対象としたことにより「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していない場合(所得税において事業専従者の取り扱いをしていない場合)であっても、事業税においては事業専従者にできますのでその人の氏名および給与額を記載してください。
2 非課税所得など	<p>個人事業税には、非課税の事業もありますので、事業所得のうち個人事業税が課税されない所得(1ページ「事業税が課税されない所得」参照)がある場合は、下記非課税所得番号を番号欄に、その所得金額〔事業専従者控除(給与)額を差し引く前の金額〕(8社会保険診療報酬に係るものは収入金額)を所得金額欄に記載してください。</p> <p>(イ) 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業により生ずる所得がある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 畜産業(農業に付随して行うものを除きます)から生ずる所得 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます)から生ずる所得 薪炭製造業から生ずる所得 あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した人その他両眼の視力0.06以下の人が行うものを除きます)から生ずる所得 装蹄師業から生ずる所得 <p>(ロ) 次に掲げる所得(非課税所得)がある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 林業から生ずる所得 鉱物掘採業から生ずる所得 社会保険診療報酬に係る収入(収入金額をもとに県税事務所で所得金額を計算します) 外国での事業に係る所得(外国に有する事業所等で生じた所得) 地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

③	特例適用前の不動産所得の損益通算	個人事業税では、所得税における不動産所得の損益通算の特例措置（損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の損益通算不適用）の規定は適用されませんので、これに該当する金額がある人は、適用前の不動産所得を記載してください。
④	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は、個人事業税では認められません。 青色申告特別控除額を不動産所得から控除した場合は、その金額を記載してください。
⑤	事業用資産の譲渡損失など	事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、工具器具備品など事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で、譲渡損失があれば記載してください。なお、譲渡益と譲渡損がある場合は、損益通算せず、損失額のみを記載します。ただし、土地、建物、無形の固定資産は対象になりません。また、白色申告者において、事業の所得の計算上生じた損失のうち、被災事業用資産の損失の金額がある場合は、その金額を記載してください。また、「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」欄にその内容を記載してください。なお、この欄の記載がない場合は控除できませんので、ご注意ください。
⑥	前年中の（廃）業の開	事業主控除額は年間事業月数により算出することになっていますので、令和6年中に新たに事業を開始した場合または事業を廃止した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。
⑦	他都道府県の事務所等	個人事業税は、事業所等が所在する都道府県により課税され、また、兵庫県以外の都道府県にも事務所等がある場合には、所得金額をその事務所等の従業員数であん分して課税されますので、他都道府県に事務所等がある人は○印を記入し、その所在地と月末ごとの従業員数を、それぞれ事務所や事業所ごとに適宜用紙に書いて添付してください。

税額の計算

$$(\text{事業所得} - \text{各種控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※所得税における雑損控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」については、個人事業税では適用がありません。
※個人事業税は、所得税の必要経費に算入できます。

区分	計算式	留意事項
事業税の所得計算	所得税・住民税所得金額	所得税または市町民税・県民税の申告で「課税される事業」に係る所得金額の計算上認められた事業専従者控除（給与）額。
	+ 所得税・住民税で認めた事業専従者控除（給与）額	所得税の所得の計算上認められた青色申告特別控除額は、事業税の所得の計算上は控除されません。
	+ 青色申告特別控除額	課税事業と非課税事業の区分経理が行われていない場合の取り扱いはこちらページの税額計算の特例（2）に準じて計算します。
	- 非課税所得金額	原則として所得税または市町民税・県民税で認めた「課税される事業」に係る事業専従者控除（給与）額と同額を認めることとなりますが、所得税において、配偶者控除や扶養控除の対象としたことにより「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出していない場合であっても、所得税の確定申告書で「事業税に関する事項」欄に事業に従事している旨の申告があり、専従者の要件に該当する場合には、事業税の事業専従者と認めた給与額を控除します（ただし、所得税における白色申告には適用はありません）。なお、専従者が事業税の課税される事業と課税されない事業に従事していた場合は、それぞれの事業に従事していた分量に応じて計算した額を控除します。
	- 事業税で認める事業専従者控除（給与）額	

